平成２１年（フ）第２３２７６号
栃木県栃木市惣社町2484、住民票上の住所千葉県千葉市花見川区花見川２―36―403
債務者　山口　湧雅
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２７７号
東京都小金井市梶野町１丁目７－８
債務者　福島　　愛
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２１８号
横浜市泉区中田西２丁目25番28―402号
債務者　高上　雅紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０６号
広島県福山市東吉津町１番２―406号、旧住所広島県福山市丸之内１丁目３番16―401号
債務者　妹尾　大悟
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１２号
広島県福山市神辺町大字川南179番地17
債務者　大山久美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第７３０２号
大阪市東淀川区東中島４丁目12番14号
債務者　大家　里美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７４号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ58―104号
債務者　梶原千佳代
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９１号
大阪府吹田市五月が丘西１番Ｂ―205号
債務者　濵中　伸明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４号
広島県福山市南本庄２丁目12番33号
債務者　関藤　順子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３６号
広島県福山市野上町２丁目17番12号
債務者　田中　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０４号
青森県五所川原市大字毘沙門字下熊石１番地１
債務者　杉山　正彦
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川156番地５
債務者　山本　啓司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川156番地５
債務者　山本あけみ
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
青森県つがる市森田町山田清水41番地３
債務者　山本ふさ子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
青森県五所川原市字一ツ谷514番地５　レオパレスカーサＢ107号室、住民票上の住所青森県つがる市木造浦船135番地15　浦船団地13―３号
債務者　稲葉　憲昭
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月４日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係